■主な手続の流れ

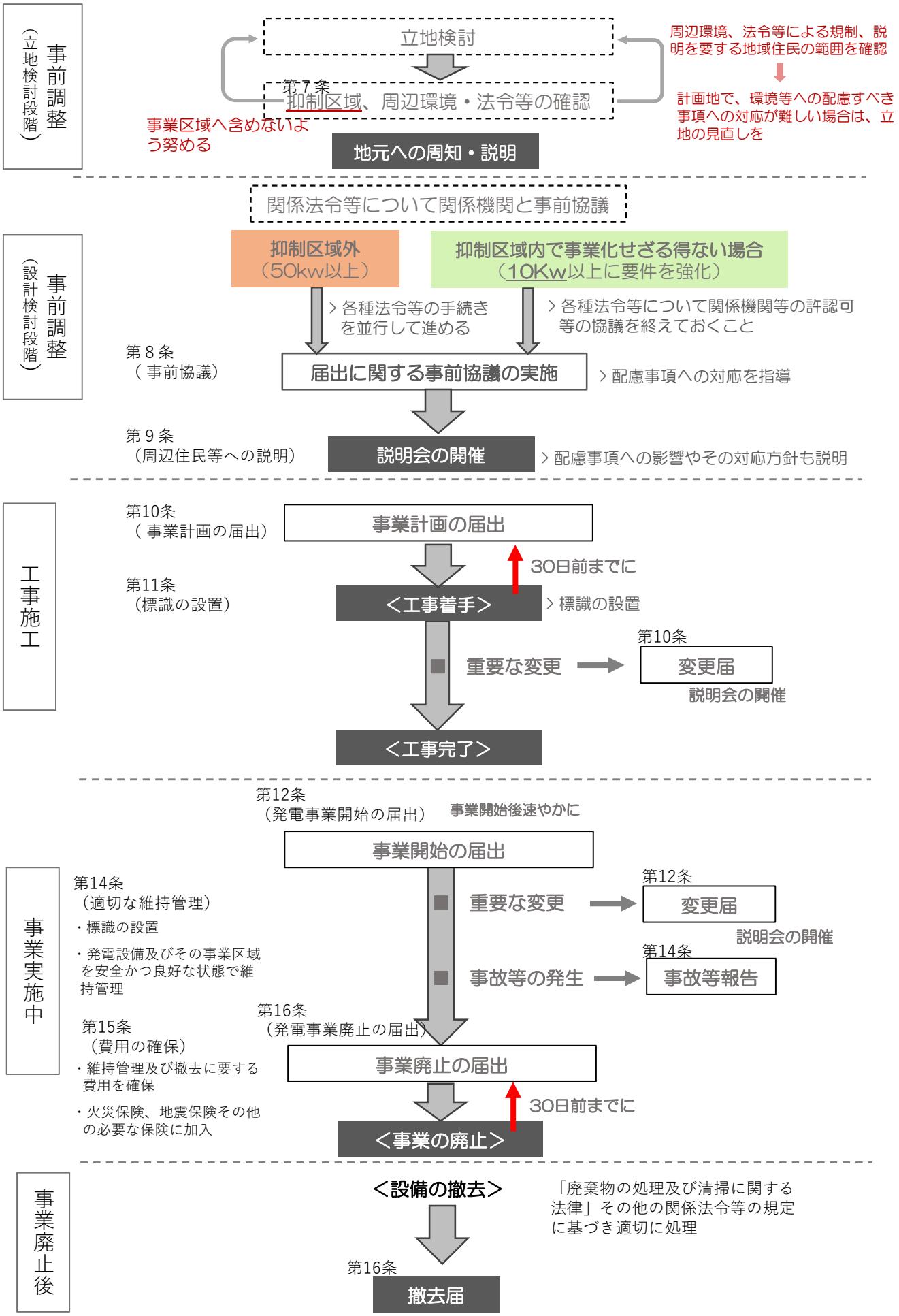
事前調整（立地検討段階）
立地検討
第７条
抑制区域、周辺環境・法令等の確認
周辺環境、法令等による規制、説明を要する地域住民の範囲を確認
計画地で、環境等への配慮すべき事項への対応が難しい場合は、立地の見直しを
事業区域へ含めないよう努める
地元への周知・説明
関係法令等について関係機関と事前協議
事前調整（設計検討段階）
抑制区域外（50kw以上）
抑制区域内で事業化せざる得ない場合（10Kw以上に要件を強化）
各種法令等の手続きを並行して進める
各種法令等について関係機関等の許認可等の協議を終えておくこと
第８条（事前協議）
届出に関する事前協議の実施
配慮事項への対応を指導
第９条（周辺住民等への説明）
説明会の開催
配慮事項への影響やその対応方針も説明
工事施工
第10条（事業計画の届出）
事業計画の届出
30日前までに
第11条（標識の設置）
＜工事着手＞
標識の設置
重要な変更
第10条
変更届
説明会の開催
＜工事完了＞
第12条（発電事業開始の届出）
事業開始後速やかに
事業開始の届出
事業実施中
第14条（適切な維持管理）
・標識の設置
・発電設備及びその事業区域を安全かつ良好な状態で維持管理
第15条（費用の確保）
・維持管理及び撤去に要する費用を確保
・火災保険、地震保険その他の必要な保険に加入
重要な変更
第12条
変更届
説明会の開催
事故等の発生
第14条
事故等報告
第16条（発電事業廃止の届出）
事業廃止の届出
30日前までに
＜事業の廃止＞
事業廃止後
＜設備の撤去＞
「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」その他の関係法令等の規定に基づき適切に処理
第16条
撤去届